

請願・陳情

市政などについて要望があるときは、だれでも市議会に対し請願・陳情を行うことができます。請願・陳情は、文書で行うことになっていますので、次の請願・陳情書の作成・提出方法を参考にしてください。

■請願・陳情書の作成、提出方法

- ①請願・陳情書には、特に決められた様式はありませんが、下記の書式例を参考に、日本語を用いて、件名、請願・陳情の要旨、提出年月日、請願・陳情者の住所、氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）、電話番号を記入し、請願・陳情者が押印して、笠間市議会議長あてに提出してください。なお、提出される方が複数の場合は、ほか〇人と記入して、署名簿を添付するか連署してください。
- ②請願書には、紹介議員（1人以上）の署名又は記名押印が必要ですが、陳情書には紹介議員は必要ありません。

■請願・陳情の取扱い

- ①笠間市議会では、陳情も請願と同様に取り扱います。ただし、持参されたものについては審査いたしますが、郵送されたものについては、議員に配布のみとし、議員活動の参考にします。
- ②持参いただいた請願・陳情については、本会議に提出、所管の委員会に付託し、審査の後、その審査結果に基づき、本会議で採択、不採択の結論を出します。
- ③結論が出されたものについては、その旨を請願・陳情者及び市長、関係機関にお知らせします。

請願・陳情の書式例

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>笠間市議会議長 様</p> <p style="text-align: center;">請願（陳情）者 住所 氏名 電話番号 紹介議員</p> <p style="text-align: center;">〇〇〇に関する請願（陳情）書</p> <p style="text-align: center;">請願（陳情）の要旨 請願（陳情）事項</p>	<p style="text-align: center;">署 名 簿</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">住所</th> <th style="width: 33%;">氏名</th> <th style="width: 33%;">印</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	住所	氏名	印																								
住所	氏名	印																										

特に決められた書式はありませんが、上記を参考に作成してください。陳情書には紹介議員は必要ありません。

議 会 日 誌

- | | | |
|---|--|--|
| <p>■ 11月</p> <p>1日～15日 第4回定例会</p> <p>4日 議会運営委員会</p> <p>8日 総務委員会</p> <p>9日 土木建設委員会</p> <p>9日 文教厚生委員会</p> <p>15日 産業経済委員会</p> <p>15日 全員協議会</p> | <p>■ 12月</p> <p>12日 市議会議員一般選挙</p> <p>24日 全員協議会</p> | <p>■ 1月</p> <p>5日 第1回臨時会</p> <p>12日 全員協議会</p> <p>12日 議会運営委員会</p> <p>19日 議会たより編集委員会</p> <p>24日 会派代表者会議</p> <p>25日 第2回臨時会</p> <p>総務委員会</p> <p>文教厚生委員会</p> <p>産業経済委員会</p> <p>土木建設委員会</p> <p>全員協議会</p> |
|---|--|--|